

ANAダイナースカード会員特約

第1条 (カードの名称および入会の方法)

1.本カードは、全日本空輸株式会社(以下「提携先」という)と三井住友トラストクラブ株式会社(以下「当社」という)が提携し、当社所定の方法で発行するもので、カードの名称は「ANAダイナースカード」(以下「カード」という)と称します。

2.申込者は、本特約および提携先の定めるANAマイレージクラブ会員規約を承諾のうえ、直接または提携先を通じて当社に入会を申し込みものとします。

第2条 (用語の定義)

1.本特約で特に定義されていない用語は、その他特段の定めがない限りダイナースクラブカード/TRUST CLUBカード会員規約(以下「会員規約」という)の語句の用語の意味と同様とします。

2.本特約に定めのない事項については、会員規約を準用するものとします。

第3条 (カード発行の継続・廃止)

カード発行の継続・廃止については、提携先および当社がこれを決定します。

第4条 (会員資格の喪失)

会員が提携先の航空機および会員に提供されるサービスの利用にあたり運送約款ならびにその他運送に係る規定に違反した場合は、本特約による会員資格も当然に喪失したものとします。また、ANAマイレージクラブ会員資格も同時に喪失したものとします。

第5条 (サービスの利用)

会員は、カードをANAマイレージクラブカードとして利用することができます。

第6条 (Edyサービス)

会員は、以下の提携会社が、別途定めるANA Edyカード会員特約および楽天Edyサービス利用約款に基づき、以下のサービスを会員に提供することに同意します。

楽天Edy株式会社

〒158-0094 東京都世田谷区玉川一丁目14番1号 楽天クリムゾンハウス
TEL:0570-081-999

提供するサービス:ANA Edyカード会員特約に基づき、提携先と当社が提携して発行するカードにおける楽天Edyサービス利用約款に定めるサービス

個人情報の取り扱いに関する同意条項および重要事項に係る特約

〈本同意条項および重要事項に係る特約は、ANAダイナースカード会員特約の一部を構成します。〉

第1条 (提携先への個人情報の提供および利用に関する同意)

1.会員等は、当社が保護措置を講じたうえで、提携先に対し、提携先における会員管理を目的として、次の各号に定める個人情報を提供し、提携先がこれを共同して利用することに同意します。

- (1)会員規約等に基づき当社に届出のあった情報もしくは会員等が当社に提出する書類などに記載されている情報。
- (2)カード入会に関する入会日、種別、カード番号・有効期限。
- (3)カード番号が無効となった事実(ただし、その理由は除く)。

(4)会員資格の喪失(ただし、その理由は除く)。

(5)カード申し込みに対する審査の結果(ただし、その理由は除く)。

2.会員等は、当社が必要に応じて提携先に対し、提携先の各種サービスの提供を目的として、以下の個人情報を、保護措置を講じたうえで提供し、提携先がこれを共同して利用することに同意します。

(1)会員のカード利用に関する、利用日、利用金額、利用店名、商品名等の利用状況、契約内容に関する情報、付帯するサービスに関する情報等。

3.会員等は、当社が保護措置を講じたうえで、本条第1項(1)および前項の個人情報を提供し、ANAマイレージクラブ会員規約に記載する「個人情報の取扱い」に準じて、提携先がこれらを共同して利用することに同意します。

〈提携先への開示請求、個人情報の利用に関する中止の申し出先〉

全日本空輸株式会社 ANAカードデスク

〒144-8526

日本郵便蒲田支店区内 ANAマイレージクラブ・サービスセンター

電話番号 0120-029-747 / 0570-029-747

〈当社の連絡先〉

三井住友トラストクラブ株式会社 お客様相談室

〒104-6035 東京都中央区晴海1-8-10 トリトンスクエアX棟

電話番号 03-6770-2820

上記電話番号がつながりにくい場合は、コールセンターで承ります。

電話番号 0120-074-024

※お手元にカード番号と暗証番号をご用意ください。

2020年4月1日改定

ANA Edyカード会員特約

第1条 (ANA Edyカード会員)

1.本特約、各ANAダイナースカード会員特約またはANAダイナースコーポレート会員特約、ダイナースクラブカード/TRUST CLUBカード会員規約またはダイナースクラブ コーポレートカード会員規約、楽天Edyサービス利用約款、その他三井住友トラストクラブ株式会社(以下「当社」という)と全日本空輸株式会社(以下「ANA」という)が提携して作成した特約などを承諾のうえ、直接またはANAを通じて当社に入会を申し込み、当社が入会を認めた方をANA Edyカード会員(以下「会員」という)といいます。

2.本特約は、楽天Edy株式会社が発行する電子マネー「楽天Edy」により楽天Edy株式会社が提供する楽天Edyサービス(以下「楽天Edyサービス」という)に関して規定するもので、会員による楽天Edyサービスの利用には、本特約および楽天Edyサービス利用約款が適用されます。なお、本特約は楽天Edyサービス利用約款に優先して適用されるものとし、本特約に規定していない楽天Edyサービスに関する事項については、楽天Edyサービス利用約款が適用されるものとします。

第2条 (ANA Edyカード)

1.ANA Edyカードとは、会員が本特約および楽天Edyサービス利用約款に従って楽天Edyを蓄積し利用するために必要な機能を備えた、楽天Edy株式会社(プライベート型電子マネー「楽天Edy」の運営会社)の認定する非接触ICカードで、かつ当社がANAと提携して発行するクレジットカードをいいます。

2.会員は、善良なる管理者の注意をもってANA Edyカードを使用し、管理するものとします。

第3条 (ANA Edyカードの紛失、盗難など)

ANA Edyカードの紛失、盗難により、ANA Edyカードに蓄積された未使用の楽天Edyに紛失または第三者による不正使用などの損害が生じた場合でも、当社、ANAおよび楽天Edy株式会社は責任を負わず、全て会員の負担とします。

第4条 (払戻し業務)

当社は、楽天Edyサービス利用約款に基づく楽天Edyの払戻しに係る業務を行います。なお、この払戻し業務において当社は、会員が当社に登録した情報(銀行口座など)を利用して、当該業務を実施しますが、Edy番号を除き、楽天Edy株式会社に対する会員の個人情報の提供などは行わないものとします。

第5条 (更新カード発行時の楽天Edy取扱)

1.ダイナースクラブカード/TRUST CLUBカード会員規約またはダイナースクラブ コーポレートカード会員規約に基づき新しいANA Edyカードが発行された場合において、有効期限の経過したANA Edyカードに蓄積された未使用の楽天Edyがあるときには、会員は、その楽天Edyを全て使い終わった後に、有効期限経過後のANA Edyカードを破棄するものとします。

2.会員が楽天Edyの蓄積されたカードを破棄、もしくは返却した場合、会員がその楽天Edyの一切の使用権を放棄したものと当社および楽天Edy株式会社が取り扱うことに異議なく承諾するものとします。

3.会員および当社は、会員のクレジットカード利用による支払債務に、楽天Edy未使用残高を充当することはできないものとします。

第6条 (退会時の楽天Edyの取扱)

1.会員は、退会する場合には、ANA Edyカードに蓄積された未使用の楽天Edyを全て使い終わった後にダイナースクラブカード/TRUST CLUB カード会員規約またはダイナースクラブ コーポレートカード会員規約に基づき退会手続きを行うものとします。

2.会員は、退会に際して楽天Edyの蓄積されたカードを破棄、もしくは返却した場合、会員がその楽天Edyの一切の使用権を放棄したものと当社および楽天Edy株式会社が取り扱うことに異議なく承諾するものとします。

第7条 (責任の制限)

当社は、ANA Edyカードを利用できないことにより会員に生じた不利益または損害について、一切の責任を負わないものとします。

2019年7月現在

ANAスーパーフライヤーズ会則

第1条（名称）

本会は、「ANA SUPER FLYERS」と称します。

第2条（入会資格）

ANAを格別にご利用いただいているANAダイナースカード会員の皆様のなかで、ANAが入会を認めた方に限り、本会への入会資格を有するものとします。

第3条（会員）

第2条の入会資格に該当する方が、本会則を承認のうえ、入会を申し込むことにより会員となります。

第4条（会員証の発行と使用）

本会は、会員に対して会員証として「ANA SUPER FLYERS CARD」（以下「会員カード」という）を発行します。この会員カードは、ダイナースクラブカード／TRUST CLUBカード会員規約およびANAダイナースカード会員特約が適用されます。会員カードは、カード裏面に記載された本人以外は利用できません。

第5条（会員資格の有効期限）

会員資格の有効期限は、第8条に該当する場合を除き、ANAダイナースカードの有効期限に準じます。また、会員資格の継続は、第6条によりANAが認めた場合のみ行うこととし、会員カードを更新し発行します。

第6条（会員資格の継続）

継続の基準については、別途ANAが定めるものとし、会員はあらかじめこれを承認するものとします。

第7条（会費）

会員は、ANAに対し、年間所定の年会費を届出の預金口座から自動引落しの方法により、お支払いいただきます。なお、一旦お支払いいただいた会費は、返却いたしません。

第8条（会員資格の失効）

会員は、第5条に定めるほか、以下の各項の一つに該当する場合、会員資格を失い、第4条により発行された会員カードをご返却いただきます。

- (1) 会員が退会を申し出た場合。
- (2) 会員の住所・電話番号の変更届がなく、ANAからの連絡が不可能となった場合。
- (3) 会員が本会の会則およびANAダイナースカード会員特約に違反した場合。
- (4) 会員が本会の名誉を毀損したり、秩序を乱す行為があった場合。

上記以外の理由においても、ANAは会員に対する14日間の文書による予告期間をもって、会員資格を停止することができます。

第9条（会則の改訂）

本会則の改訂については、ANAがこれを決定します。

第10条（会の改廃）

本会の改廃については、ANAがこれを決定し、その3ヶ月以前に会員に通知します。

2019年7月現在

■年会費

ANAダイナース スーパーフライヤーズカード

本会員	28,000円(税抜)	家族会員	10,500円(税抜)
-----	-------------	------	-------------

ANAダイナース スーパーフライヤーズ プレミアムカード

本会員	155,000円(税抜)	家族会員	無料
-----	--------------	------	----

楽天Edyサービス利用約款

楽天Edyサービス利用約款につきましては、下記ホームページをご参照ください。

楽天Edy株式会社 ホームページ

<https://edy.rakuten.co.jp/terms/>

ANAマイレージクラブ会員規約

ANAマイレージクラブ会員規約につきましては、下記ホームページをご参照ください。

全日本空輸株式会社 ホームページ

<https://www.ana.co.jp/amc/kiyaku/>